

## 平成29年3月27日那須雪崩事故検証委員会第一次報告書（概要版）

## 第1 はじめに

## 1 平成29年3月27日那須雪崩事故検証委員会の設置目的等

設置目的： 平成29年3月27日、栃木県高等学校体育連盟主催の春山安全登山講習会中に発生した雪崩事故について、事故の状況、課題等の検証を行うとともに、事故の再発防止に資するため、第三者の有識者による雪崩事故に関する検証委員会を設置

所掌事務： 雪崩事故の原因等の調査及び検証及び再発防止に向けた提言

委員構成： 委員会は「委員」及び「協力委員」から組織

① 委員（定数10人以内）

本件事故に関して第三者の有識者から委嘱

② 協力委員（定数5人以内）

本件事故に関して委員の求めに応じて、委員が行う調査等に協力

## 2 委員会の基本方針

○ 責任追及は目的としない。

当委員会は、関係者の民事・刑事等に関わる責任追及を目的とするものではなく、公正・中立な立場から本件事故に関わる事実を調査・検証し、学校の管理運営の観点から事故の原因や問題点を明らかにした上で、安全管理等の改善策を検討し、類似の事故の再発防止に資することを目的とし調査・検証を進める。

○ 関係者の疑問に答え、納得できる調査・検証を目指す。

当委員会は、直接的な事故の状況に限ることなく、可能な限り組織的、社会的な部分をも含めて背景事情を明らかにすることを旨とする。

○ 認定に係る事実の確実性の程度に即して表現を統一する。

調査においては、提供された資料や関係者からの聞き取りの結果から、過去の事実を認定し、これを分析評価の対象とする。

この認定した事実がどの程度確実なものかは一様ではないため、事実の認定に係る確実性の程度に即し、次表により文末の表現を統一している。

事実認定に係る確実性の程度	用いた表現
動かしがたい事実として認定できる場合	・・・である。 ・・・している。
高度の確実性がある、間違いない事実と認められる場合	・・・と推定（推認）される。
可能性が高い事実と認められる場合	・・・と考えられる。
可能性がある事実の場合	・・・の可能性はある。
可能性が否定できない事実の場合	・・・の可能性が否定できない。
明らかにできなかった場合	・・・を明らかにすることはできなかった

### 3 当委員会のこれまでの活動状況

委員会	第1回	平成29年4月16日（日）	県公館中会議室
	第2回	平成29年6月3日（土）	県公館中会議室
	第3回	平成29年6月17日（土）	県公館中会議室
	第4回	平成29年6月30日（金）	県公館中会議室
現地調査	1日目	平成29年5月14日（日）	大田原高校
	2日目	平成29年5月15日（月）	那須温泉ファミリースキー場 なす高原自然の家

### 4 第一次報告の位置付け及び当委員会の今後の活動予定

- 第一次報告は、これまでに判明した調査・検証の結果及び問題点の指摘を中核とするものであり、以下の5点について、現時点までの調査・検証により取りまとめが可能な範囲で報告する。
  - ① 春山安全登山講習会の計画・運営状況
  - ② 同講習会の当日の活動状況
  - ③ 事故発生時の状況及び対応
  - ④ 初期対応時の取組
  - ⑤ 初期対応終了時から現在までの取組
- 第一次報告では以下の2点については扱わない。（最終報告において扱う）
  - ① 事実関係が明確になったことを前提として検討すべき論点
  - ② ①に即した事故の分析・評価等に係る最終的な判断
- 第一次報告で取り上げた事項であっても、事実関係の解明が十分でなく現時点では確定的な評価を下すことが困難なものについては、必要な調査を継続し、最終報告においてその結果を報告する。
- 最終報告は、平成29年9月末を目途に取りまとめることを目標とする。

## 第2 主な「これまでに分かったこと」及び「問題点等」について

### 1 県高体連、同登山専門部、春山安全登山講習会等の体制、運営等の状況

#### 【これまでに分かったこと】

- ・ 講習会の計画は、従来の慣行に従って、事務的に行われており、安全確保の観点から十分な検討が行われていたとは言い難い。
- ・ 講習会は、県高体連登山専門部主催ということで、登山計画審査会の審査対象となっていなかった。
- ・ 講習会の講師選定にあたり、一定の基準を設けておらず、講師資格が曖昧なまま、県高体連登山専門部の専門委員を講師として選任していた。
- ・ 講習会終了後に、反省点等を総括する機会が持たれておらず、平成22年の雪崩事例に関しても、報告書や申し送り事項として文書化されたものは存在しなかった。

#### 【問題点等】

- ・ 講習会の計画及び実施にあたっては、前例を踏襲するのではなく、危機管理や安全管理という観点から、準備や見直しを行う必要がある。
- ・ 県高体連登山専門部主催の講習会であっても、部活動としての登山と同様、登山計画審査会の審査対象とすることが必要である。
- ・ 講師選定は、登山歴のみならず、安全登山に係る指導員資格の取得、研修会・講習会への参加回数等を考慮した一定の基準を設ける必要があり、基準を満たす講師が教員内で確保できない場合は、外部の専門家に委託する必要がある。
- ・ 講習会終了後には、総括する機会を設けるとともに、記録を残す必要がある。

### 2 当日の活動状況

#### 【これまでに分かったこと】

- ・ 計画変更は、当日の朝、教員3名（以下「計画変更決定者」という。）の協議により決定されたが、雪山登山の危険性等を十分に認識した上でのものではなく、訓練目的が明確ではなかった。
- ・ 当日の訓練の目的と行動範囲に係る共通認識が教員間で図られていなかった。
- ・ 今回の事故現場は、危険箇所として認識されていなかった。
- ・ 各班のルートと進行は、各班の引率教員の判断に一任されており、第1班（大田原高校）のルートは、引率教員が生徒の意向を追認して進行を決めていた。

#### 【問題点等】

- ・ 計画変更は、次善の訓練目的を踏まえた的確な代替案をあらかじめ準備しておく必要がある。
- ・ 計画変更決定者には、今回の場合、雪山登山に関する知見が必要であり、そのような者が現場に不在の場合は、地元山岳関係者など、専門家の意見を聞くことが必要である。
- ・ 計画変更にあたっては、変更後の訓練の目的のほか、行動範囲、危険箇所、ルート等を明確にしておき、各教員間で十分に情報共有をしておく必要がある。
- ・ 引率教員は、自ら資質向上に努め、生徒に対しては、訓練の目的について必要な意識付けを行うとともに、生徒の意向にかかわらず、訓練の目的や安全確保等を十分に勘案し、毅然とした態度で明確な指示を出す必要がある。

### 3 事故発生時の状況及び対応

#### 【これまでに分かったこと】

- ・ 講習会本部の教員が無線機を常に携帯しておらず、救助要請が大幅に遅れてしまった。携帯電話を用いて救助要請を試みた教員もいたが、寒さで起動しなかった。
- ・ 大田原高校では、講習会への参加にあたり、保護者の連絡先を含めた「しおり」を作成しておらず、学校のパソコンに保存されていた連絡先一覧も、印刷物として打ち出したものはなく、保護者の携帯電話の番号も記載されていなかった。

また、講習会本部及び引率教員は、緊急連絡先や保護者の連絡先を一覧できる印刷物等を作成・保持していなかった。

さらには、大田原高校では、教頭に窓口を一本化したものの、情報不足等による混乱から適切な対応がとれず、保護者の多くがテレビ等のニュースで今回の事故の情報を得る事態となった。

#### 【問題点等】

- ・ 講習会本部は、常に無線機を携帯する必要がある。また、万が一の事態に備えて、単独ではなく複数名で構成される必要がある。
- ・ 無線機や携帯電話は、就寝時であっても、寝袋の中で直接肌身に着けて保温する等の対処が必要である。
- ・ 講習会の実施にあたっては、参加校はもちろん、それを企画・実行している県高体連（登山専門部）が、参加者全員の情報と、保護者の携帯電話の番号を含めた連絡先の一覧を作成し、講習会本部及び引率教員に常に携帯させることが必要である。

#### 4 初期対応時（事故発生直後～事故後一週間程度）の取組

##### 【これまでに分かったこと】

- ・ 県高体連や各学校の情報収集、参加校や保護者への連絡等が不十分であった。

##### 【問題点等】

- ・ 県高体連は、講習会の企画段階から、雪山活動での事故防止のための対策及び事故発生時の対応について、具体的に検討し、備えておく必要がある。
- ・ 県高体連及び各学校は、参加生徒や保護者、引率教員等の連絡網を作成し、現場の引率者、関係者等が共有しておき、迅速な連絡ができるようにする必要がある。
- ・ 学校外での教育活動の実施にあたっては、適切な判断と緊急時の連絡や対応が行えるよう、教職員の危機管理意識の向上に向けた研修が必要である。

#### 5 初期対応終了後から現在までの取組

##### 【これまでに分かったこと】

- ・ 県高体連や県教育委員会等の関係機関では、現在実施している「心のケア」の充実と継続、また、取組に着手している「県高体連危機管理マニュアル」及び各学校の「学校行事等の危機管理マニュアル」の早期作成と関係者の共有が喫緊の課題である。

##### 【問題点等】

- ・ 各学校は、専門家による心のケアを中・長期的に継続するとともに、全教職員での幅広い生徒への対応を行なう体制を検討する必要がある。
- ・ 「県高体連危機管理マニュアル」及び各学校の「学校行事等の危機管理マニュアル」の作成にあたっては、専門機関等の助言や支援を求め、危機管理体制を整備し、安全対策と事故防止の徹底に努める必要がある。
- ・ 県教育委員会は、類似の事故や安全確保に関する各学校への情報提供とともに、指導者の危機管理能力の向上につながる研修や支援体制の整備・充実に取り組む必要がある。